

協働の推進にかかる取組状況

・防府市参画及び協働の推進に関する条例(第4章:第16条～第19条)

(協働の推進)

第16条 市民等及び市長等は、それぞれの特性を理解し、相互に補完しながら協働を推進するものとする。
2 市長等は、市民等の自主性及び自立性を尊重しながら、協働が円滑に進むよう必要な措置を講ずるものとする。

【取組み状況等】

協働推進員の配置

平成29年1月に各所属に1名以上の協働推進員を配置し、協働に関する庁内の体制整備を行った。
協働推進員は、各所属における協働の活用及び協働に関する情報の収集、共有を図ることで、市民等との協働を推進することを目的として設置するもの。

(選任状況 H30:55名、H29: 54名、H28: 52名)

・H30.2.9 協働推進員相互の情報交換及び連絡調整を図るため、協働推進員連絡調整会議を開催。

(協働で実施している事業の事例紹介、職員用協働ガイドブックの共有)

公園等里親制度の運用開始 (アダプトプログラム^{※1}の導入)

市が管理する公園の美化及び保全のため、市民等が公園の里親となってボランティア活動を実施することにより、環境美化等に対する市民意識の高揚を図り、もって市民、事業者、行政が一体となった美しい住みよいまちづくりを推進することを目的とする。

※1 アダプトプログラム

地域コミュニティや市民活動団体等が、道路や河川、公園などの公共施設の里親となって環境美化活動を行い、市がその活動を支援する事業形態

(協働による事業の提案)

第17条 市長等は、市民等及び市長等が協働による事業を相互に提案するための制度を整備するものとする。

【取組み状況等】

協働事業提案制度の創設。平成29年度から制度運用開始。

協働事業候補採択:3件

(参考)

協働事業提案制度説明会(H29.4.16開催)

協働事業提案制度公開プレゼンテーション(H29.9.28開催)

提案件数:3件

・行政提案型1件(デートDV防止の啓発事業)

・市民提案型2件(地域への愛着を持った子どもを育てるための指導者育成事業)

(野島活性化を目指す「非日常的な暮らし体験」事業)

相談件数:計9件

(人材の育成)

第18条 市長等は、市民等が協働について広く学ぶことのできる機会を設けることにより人材の育成に努めるものとする。

【取組み状況等】

(市民等への取組み)

○協働によるまちづくり講演会(講演会後に座談会開催)

H30.1.27開催 参加者:104名

(市職員50名、自治会・市民活動団体の関係者・地域住民50名、他行政機関職員4名)

○各種講座、交流会等の開催(防府市市民活動支援センターでの取組み)

・まちづくりボランティア養成講座 2回 19名

「2017夏休み工作教室学生ボランティア」として防府市内の高校生7名が受講。

夏休み工作教室延べ12講座に参加し、ボランティア活動の実践を行なった。

「まちづくりボランティア養成講座」として座談会を実施。12名が受講。

・登録団体との連携講座 13回 延べ166名

・円卓会議 1回 22名 「『ひと・森林・暮らし』について考える木育円卓会議」

・市民活動フェスタの開催(2日間) 協力団体21団体 来場者数約3,000名

・会計、資金力アップセミナー 3回 延べ7名 「活動資金獲得スキルアップ講座」

・情報発信力アップセミナー 2回 延べ39名 「超初級Facebook講座」、「初級Facebook講座」

・企画力、広報力アップセミナー 9回 延べ103名

「初めてのプレゼン資料の作り方」(継続2回講座)、「初級チラシ講座」、「中級チラシ講座」

「チラシ講座アフターフォロー」(2回)

「目的・ターゲット・効果から考える とってもシンプルな企画の作り方講座」

・シニア活動応援講座 1回 23名 うちの地区でも取り組める!地域の困りごとから始まる事業づくり

・CSR勉強会 1回 9名 ※防府商工会議所と共催

(市長等への取組み)

○協働に関する職員研修

H29 2回 31名受講 ※新任の協働推進員対象

○ファシリテーター養成研修

H29 1回 45名受講 ※係長職員対象

○協働の手引き作成

28年度に職員向けのものを作成し、全庁に共有。平成29年度に一部改訂。

(活動の支援)

第19条 市長等は、地域コミュニティ及び市民活動団体の活動の拠点となる施設等の整備に努めるものとする。

2 市長等は、市民等との協働を推進するための中間支援組織(市民等と市長等の間に立ち、中立的な立場で、それぞれの活動を支援する組織をいう。)の充実に努めるものとする。

【取組み状況等】

○防府市市民活動支援センター

平成15年11月に市民活動の促進のため設置し、平成21年度から指定管理者制度を導入。

防府市市民活動支援センターは、防府市地域協働支援センター(市民活動支援センター部門を含む)の指定管理を受けたNPO法人市民活動さぼーとねっと管理・運営を行なっている。

市民活動支援センターでは、市民活動団体に対し、施設等の利用(会議室、印刷機器等)、人材の養成支援及び活動に関する相談などを実施。